

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業担当、工場内のライン業務を経て、平成〇年〇月からは、作業場内の清掃作業等に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月に業務内容が変わり、作業場内の清掃作業や原材料等の重量物の運搬作業、機械・部品類の洗浄作業を連続して行ったことにより、同年〇月頃から、清掃時に右手首に強い痛みを感じるようになったという。請求人は、同年〇月〇日、C整形外科に受診し、「右手関節炎（腱鞘炎）」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月に業務内容が変更され、作業場内の清掃作業や原材料等の重量物の運搬作業、機械・部品類の洗浄作業を連続して行ったことにより本件疾病を発症したと主張するので、以下検討する。

(2) ところで、上肢作業に係る疾病の業務起因性の判断については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、本件疾病の発症時期について、監督署長が認定した平成〇年〇月〇日ではなく同年〇月〇日である旨主張している。

しかしながら、報告者名が請求人自身となっている業務災害報告書No.1～2によると、災害発生時刻欄、災害の発生状況と原因欄ともに、要旨「平成〇年〇月頃、清掃中に右手首に強い痛みを感じた。」との記載が認められる。

また、C整形外科の診療録には、初診日である同年〇月〇日の記載として、請求人の主訴の記載項目に「同年〇月〇月頃から右手首に痛みがある。動作時痛みあり。」との記載があるほか、D医師作成の診療情報提供書には、「平成〇年〇月頃より右手関節痛があるとの主訴で同年〇月〇日に当院初診」と記載されている。

これらのことから、当審査会としても、本件疾病の発症時期は、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日であると判断する。

(4) 請求人は、本件疾病の発症原因について、平成〇年〇月に業務内容が変更された以降に従事した作業が原因である旨主張している。

請求人からの聴取書や実地調査復命書添付の請求人の業務量に係る資料によ

ると、請求人が従事していた作業は、決定書理由に説示するとおり、認定基準に定める「上肢等に負担のかかる作業」のうち、「上肢の反復動作の多い作業」、「上肢を上げた状態で行う作業」に該当するものであり、平成〇年〇月〇日から同作業に従事していたと認められる。もっとも、当該作業への従事期間は〇か月強であり、認定基準に定める「相当期間」（原則として6か月以上をいう。）には満たない。もっとも、認定基準においては、「腱鞘炎等については、6か月に満たない場合でも短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合には、発病することがある」とされていることから、当審査会において、同要件に該当するか否かについて検討するも、請求人の従事した作業が、短期間に集中的に過度の負荷をもたらすものであったとは判断し得ず、当該要件に該当するとは認められないものであると判断する。

(5) 次に、医師の所見についてみると、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書、診療情報提供書において、「診察上有意な所見はなく（腫脹や圧痛なども認めずX P所見も異常なし）、受診時の訴えから腱鞘炎やKienbockなどを疑い経過観察とした。上記疾患であれば要因は生活環境全てに存在し、労働内容も過剰な負荷がかかるものではないと考えられますので、健保扱いが妥当と考えましたが、ご本人が労災扱いを主張されるため、ご本人の意思に従い労災扱いでの診療となった。」と述べ、また、E医師も、「作業の過重性は高くない。発症前の作業量の増加がない。上肢障害に該当する診断が得られていない。したがって、業務上とするのは困難です。」と述べている。

(6) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

(7) なお、請求人の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。